

令和7年度「千葉県落花生導入150周年事業」業務委託仕様書（公募用）

本仕様書は、千葉県が委託する「令和7年度千葉県落花生導入150周年事業」業務の企画提案募集に当たり、業務の概要として、業務内容及び要求事項、確認事項等を示すものである。

なお、最終的な業務委託仕様書については、事業受託者決定後、協議の上、県が作成する。

1 業務の名称

令和7年度「千葉県落花生導入150周年事業」業務

2 目的

本県の落花生の生産は、長い歴史を持ち、国内生産の約8割を占めるが、輸入などの影響で徐々に減少している。

令和8年（2026年）は、明治9年（1876年）に落花生が千葉県に導入されて150年目に当たることから、これを機に、これまでの千葉県の落花生の歩みを振り返るとともに、様々な企画を通じて落花生に触れてもらう機会を作り、これからの落花生について県民をはじめ、生産者や関係団体も含めて、多くの人に考えてもらうきっかけとすることで、県産落花生の更なる魅力発信につなげる。

3 契約期間

契約締結の日から令和8年3月27日まで

4 委託業務の内容

（1）のぼりデザイン及びロゴマークの制作

以下の条件を満たすそれぞれ3つ以上のデザイン案を制作すること。提案時には、のぼりデザインのラフ案を3案以上の他、類似実例実績等を示すこと。

ア 落花生が千葉県に導入されて150周年であることがPRできるデザインとすること。のぼりとロゴマークのデザインは統一感のあるものとする。

イ 県内高等学校書道部生徒が書く「ちばの落花生」等の筆文字を使用すること。のぼりデザインについては担当する書道部と必要に応じて打ち合わせをする他、必要となる経費を支払うこと。なお、担当する書道部については県が指定し、本事業受託者に伝える。したがって、企画提案に当たり、学校等に問い合わせを行うことがないよう留意すること。

ウ 県が実施する事業に加え、市町村、民間企業・団体、教育機関、任意団体等が実施する落花生導入150周年事業（イベント、商品等）でも使用されることを想定したものとする。

- エ 大小様々な大きさ又、媒体・用途で利用される場合の視認性を考慮したものとする。
- オ 本業務で制作したデザインの著作権等の権利は県に帰属し、受託者は著作者人格権を行使しないこと。

(2) 広報資材の作成

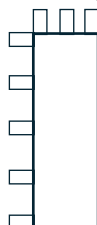
150周年を周知するため、落花生販売店や、直売所、市町村等に配付するのぼり及びイベント等で消費者や実需者に配付するシールや試供品等の広報資材を作成すること。

なお、提案時には、以下に示した資材の作成可能な数量を示すこと。また、その他効果的な広報資材の案があれば提案すること。

作成には(1)のデザインを使用又は統一感のあるものとし、その他の素材の入手(権利処理を含む)、必要な各種申請手続き、デザイン、レイアウト、データ加工・合成作業、版下作成等、一切の業務を行うこと。

県と協議したデザイン案について、更正を数回実施すること。

各広報資材のデザインについては電子データ(PDF、AI、JPEG等)を納品すること。また、当該電子データについて、県が作成する刊行物やWEBサイト等への流用使用を認めるものとする。

のぼり	規格	サイズ：縦1,800mm×横600mm チギレ(チチ)を2辺に付けること(上・左) チギレの数は縦5個×横3個 生地周囲はヒートカットとする 
	素材	ポンジ又はトロピカル、防炎加工あり(防炎シール付き)
	印刷方法	フルカラー
	デザイン等	(1)で作成したデザインを使用すること。
	数量	800枚以上(旗のみ)
	梱包	県が指示する送付文を印刷の上、県の指定により、1～2枚ずつ同封すること。
	納品期限	令和7年12月中旬～令和8年1月下旬 (詳細は県と協議の上決定する。)
	納品先	県が指定する県内市町村、落花生販売業者、直売所等(計300か所程度を想定)及び千葉県農林水産部生産振興課(ミニのぼり及びポスターと同封)

ミニのぼり (ポール付き)	規格	70 mm×210 mm程度 (旗)、材質はポンジ ポールは台座タイプ (90 mm×300 mm程度)
	印刷方法	片面フルカラー
	デザイン	のぼりのデザインと同一とする
	数量	500 セット以上
	梱包	個別袋入れ、P P 袋に厚紙＋ミニのぼり本体
	納品期限	令和 8 年 1 月上旬～下旬 (詳細は県と協議の上決定する。)
	納品先	県が指定する県内市町村、落花生販売業者、直売 所等 (計 300 か所程度を想定) 及び千葉県農林水 産部生産振興課 (のぼり及びポスターと同封)
シール	サイズ	A5 版 シールサイズは 30 mm×30 mm程度を想定 し、1 シートあたり 20～24 枚程度とする。
	素材	ミラーコートタック紙 (連量：四六判 90kg)
	糊	普通粘着
	印刷	フルカラー印刷
	仕上げ	ハーフカット、500 シートごとに紙帯留め
	デザイン	(1) のロゴマークデザインを使用すること
	数量	100,000 枚以上
	納品期限	令和 8 年 1 月上旬～下旬 (詳細は県と協議の上決定する。)
	納品先	千葉県農林水産部生産振興課
ポスター	規格	A 2 及び A 3 (基本的に同じ内容を想定している が、A 3 については大きなサイズのポスターを掲 示するスペースのない店舗等でも掲示可能なサ イズを想定。)
	素材	コート紙 135 k g
	印刷方法	片面フルカラー
	デザイン等	(1) と統一感のあるデザインとする。
	数量	A 2 : 1 0 0 枚以上、A 3 : 3 0 0 枚以上
	梱包	県の指定により、1 ～ 2 枚ずつのぼりと同封する こと。
	納品期限	令和 8 年 1 月上旬～令和 8 年 1 月下旬 (詳細は県と協議の上決定する。)
	納品先	県が指定する県内市町村、落花生販売業者、直売 所等 (計 300 か所程度を想定) 及び千葉県農林水 産部生産振興課 (のぼり及びミニのぼりと同封)
煎り落花生 試供品	品種等	千葉県産「千葉半立」又は「Q なっつ」
	内容量	50 g 程度
	数量	2,000 袋以上
	包装等	小袋包装

	デザイン等	その他の資材と統一感のあるデザインのパッケージであることが望ましいが、既存の小袋の使用も可とする。その場合は（２）で作成するシールを貼り付けること。
	賞味期限	２月末ごろまで期限があるもの
	納品期限	令和８年１月上旬～下旬 （詳細は県と協議の上決定する。必要に応じて分割しての納品も可とする。）
	納品先	千葉県農林水産部生産振興課

5 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果品の著作権等の取り扱いは次に定めるところによる。

- ・本事業の受託者は、著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２１条（複製権）、第２３条（公衆送信権等）、第２６条の２（譲渡権）、第２６条の３（貸与権）、第２７条（翻訳権・翻案権等）及び第２８条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を県に無償で譲渡するものとする。ただし、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は、該当項目及び理由を示し、別途協議すること。なお、県は本業務により納品されたデータ等について、刊行物やウェブサイトにおける使用、増刷ができるものとする。
- ・県は、著作権法第２０条（同一性保持権）第２項、第３号又は第４号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。ただし、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は該当項目及び理由を示し、別途協議すること。
- ・本事業の受託者は、県の事前の同意を得なければ、著作権法第１８条（公表権）及び第１９条（氏名表示権）を行使することができない。

6 運営及び管理

（１）業務の実施

本業務の実施に当たっては、県と必要な協議及び打合せを行うとともに、県の指示に従い、誠実に業務を進めるものとし、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。また、県が求める事項については柔軟に対応するものとし、最大限実現できるよう努めること。

（２）業務実施体制

委託業務を円滑に実施するため、本業務の全体責任者及び各業務の責任者、担当者配置すること。責任者及び担当者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこととし、変更する場合は、県に事前に相談の上、報告すること。

（３）事故及びクレーム等の対応

委託業務の実施中、事故やクレームが発生した場合は、速やかに県担当者へ報告するとともに、解決に向けて誠意ある対応をすること。また、その対応や経過について

は、速やかに県に報告すること。

(4) 経費

県が実施するもの以外の本業務の実施に要する一切の費用（広告費、作成費、施工費、会場使用料、レンタル料、駐車場代、輸送費及び保険料など）は、委託料に含むこと。ただし、備品購入費は含めないものとする。

7 納入物件に関する責任の所在

本業務に伴う全ての納入物品については、受託者が最終責任を負うこと。

8 法令遵守及び安全管理

(1) 関係法令の遵守

本業務に関連するすべての関係法令及び規則を遵守すること。

(2) 安全管理体制の整備

安全管理に関する内規を定め、災害事故の未然防止に努めるとともに、現場作業における緊急時の連絡体制を整備すること。

(3) 作業員及び第三者の安全管理

受託者の指示によって行う作業員の事故防止に努めるとともに、過度の負担がかからないよう、健康面に配慮して活動すること。また、第三者についても危害を及ぼさないように万全の措置を講じ、第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において措置すること。

9 秘密の保持

本業務の処理上知りえた秘密を他人に漏らしてはならないこと。本業務の委託期間終了後も同様とすること。

10 その他事項

(1) 個人情報の取扱・管理

業務の実施に当たっては、「個人情報取扱特記事項」を遵守の上、契約期間及び契約後においても、本業務によって知り得た個人情報等は、これを漏らしてはならない。

(2) 談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償

業務の実施及び契約の履行に当たっては、「談合等及び暴力団等排除に関する契約解除と損害賠償に関する特約条項」を遵守の上、遺憾のないよう遂行するとともに、特約条項に抵触する事案が発生した場合は、それに従うものとする。

(3) 業務の再委託

本業務の全部を再委託してはならない。また、本業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。

(4) 仕様変更

やむを得ない事情等により、本仕様書の変更が必要となる場合は、あらかじめ県と受託者で協議の上、決定する。

(5) 記載外変更、その他

本件に関し、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合については、県と協議すること。